

# 基本要求をめぐり交渉 -千葉支社ダイ改交渉報告④-

十一月二六日、千葉支社において、一二月ダイ改の基本要求に関する団体交渉が行われた。この日の団交では、この間の懸案事項である強制配転者の原職復帰の問題、指導員・指導操縦者の組合差別に基づく指定の問題を追及するとともに、新たな問題として遺失物の取り扱いの問題及びJRの表彰規程（とりわけ、人身事故に関する事項）について、取り扱い等について会社の考え方を明らかにさせてきた。

団交の概要は以下のとおり。

終的な判断が出た段階で従うしかないということになる。

組 この間、I-L-Oから日本政府に対して「十分な補償に向かた話し合いを当事者双方で話し合う」という趣旨の勧告がなされている。労働委員会命令を踏まえての内容になつており、どのように考えているのか。

会 この問題については、地方の支社段階では回答できない。本社の回答を求めるようにしたい。

**組合差別に基づく指定をやめろ**

会 これまで同様の申し入れがあることは認識している。組 過去にも解決に向けた回答が出されているが、今後は、この回答にそつた対応をすべきだ。

とを認識しているのか。

組 指導操縦者の指定については、運転士の半数を占めている動労千葉が一人もいないという情況が続いている。明白な組合差別が行われている。各区の指導操縦者数についてどのようにしているのか。

会 指導操縦者については、次のとおりである（指導員を含む数となっている）。

習志野運輸区	二六名
京葉運輸区	二三名
鴨川運輸区	一二名
千葉運輸区	二五名
銚子運輸区	一四名
木更津支区	四名
習志野電車区	三名
幕張電車区	三名
京葉電車区	四名

組 京葉運輸区では、運転士になつて三年、二五〇六才で指導操縦者に指定されているが、何を教えていいのか分からずと本人が言う始末で、指定された本人も苦痛になつてゐる。会 指導操縦者についても、フオローを含めておこなつてゐるところである。

組 国鉄時代にはそのようなフオローもやらなかつたし、本来は必要ないことだ。指導操縦者については、ベテランがあたるのが本来の姿だ。

以上のはか、遺失物の取り扱いについては、

① 遺失物について、運転士は取り扱わない、

② 乗客等に遺失物のことを聞かれた場合は、車掌又は駅で取り扱うことを明らかにする、

ことになり、運転士への周知については今後訓練の中で取り扱うことを確認した。

また、人身事故に関する褒賞では、

① 処理又は瀕死の乗客の救助に直接携わった場合

一人	一〇〇〇〇円
単独	二〇〇〇〇円

② 夜間、悪天候、橋・トンネル等一人 一五〇〇〇円

単独 二五〇〇〇円

との基準があることを明らかにさせてきた。

しかし、「直接」という部分などもあることから、今後は、「人身事故に遭遇した列車を担当していた運転士・車掌」という内容に改訂できるよう、会社としても取り組むように要請を行つた。